新型コロナウイルス感染症に関する差別的扱いと誹謗中傷を防止する共同行動宣言

兵庫県、神戸地方法務局、兵庫労働局及び 兵庫県弁護士会は、お互いに連携して、新型 コロナウイルス感染症に関する地域や職域に おける差別的取扱いや誹謗中傷について、こ れらを防ぐとともに、その被害者等に寄り添 い、支援する取組を進めるため、令和3年11 月9日に、「新型コロナウイルス感染症に関す る差別的扱いと誹謗中傷を防止する共同行動 宣言」に署名しました。



はばタン

次の取組を共同・連携して行っていきます。

- 1 各々の広報媒体を活用し人権尊重の取組の周知・啓発 それぞれの機関が行う人権啓発事業や相談事業等について、各機関が持つ 媒体を活用し相互に周知・啓発を実施します。
- 2 相談内容に応じた相談窓口を紹介 各機関が行う各種相談において、必要に応じて相談内容に相応しい適切な機関 を紹介します。各機関からの要請に応じ、専門知識を有した相談員の派遣等を行 います。
- 3 相談傾向等を踏まえたシンポジウムの開催 兵庫県弁護士会が毎年開催しているシンポジウムにおいて、テーマに応じたパネリストとしての参加等を行います。
- 4 相談員研修への講師派遣

県が行う各種研修へ各機関から専門知識を有する講師の派遣を通じて、県及び 市町の相談員の資質向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症に関連する差別・誹謗中傷等弁護士相談窓口の開設

新型コロナウイルス感染症に関連する差別的扱いや誹謗中傷等の人権問題について、弁護士による無料電話相談(面談は要予約)窓口を開設しました。新型コロナウイルス感染症に感染した方や医療従事者、ワクチン未接種であることなどを理由に不当な扱いを受けている方等の相談に応じます。

【電話番号】078-891-7877 (兵庫県人権啓発協会)

【実施期間】令和4年1月20日から3月31日

【実施曜日】毎週木曜日

【実施時間】15 時~17 時

新型コロナウイルス感染症に関する差別的扱いと 誹謗中傷を防止する共同行動宣言

令和3年11月9日

兵庫県、神戸地方法務局、兵庫労働局及び兵庫県弁護士会は、お互いに連携して、新型コロナウイルス感染症に関する地域や職域における差別的扱いや誹謗中傷について、これらを防ぐとともに、その被害者等に寄り添い、支援する取組を進めます。

兵庫県知事 麻 克 元 彦

神戸地方法務局長 東方良司

兵庫労働局長 全 木 一 光

兵庫県弁護士会会長 文孝 久井 〕隹